

れることから、利用に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

(エ)供用時の空港利用車両の走行による生息状況の変化

カンムリワシの生息・繁殖行動に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいものとは判断できない。このため、「事業実施区域周辺の重要な個体群の存続」を環境保全上の基本的な考え方とし、環境保全措置を以下のとおり検討した。

- ・通行車両によるロードキル等の影響を回避・低減するため、動物が横断することを車両運転者に知らせる注意看板を設置する。

(オ)供用時の航空機運航時に起こる鳥衝突

航空機騒音による影響で一時的な利用場所である二次林から海岸林一体の利用状況が変化すると予測されること、現石垣空港において実施されている職員の車両によるパトロールや威嚇音等による対策を講ずることとしていることから、航空機との衝突のおそれは極めて小さく、環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

(カ)生態系の基盤環境及び機能・構造の変化に伴う生息状況の変化

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・法面や滑走路周辺の緑化を行う。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、移動個体のねぐら、採餌場として一時的に利用されていると思われる事業実施区域内の二次林が消失するが、調査地域全体で二次林の改変率は12.9%程度であり、移動個体の一時的なねぐら、採餌場としての二次林環境は事業実施区域周辺に確保されること、航空機騒音の影響により、飛び地餌場となっているカラ岳東側や、若鳥や移動個体の一時的な生息場所となっている二次林と海岸林では利用状況が変化することが考えられるが、カタフタ山周辺域の二次林に、繁殖つがいとは別個体のものと思われるねぐら利用が確認されており、若鳥や移動個体が一時的に利用できる二次林は事業実施区域周辺域にも残存すると考えられること、生態系の構造についても、環境保全配慮として緑化を行うことにより、食物連鎖の各階級を構成する生物群集の多様度指數の変化は小さく、調査地域全体の食物連鎖の構造へ及ぼす影響も小さいものと考えられることから、生態系の基盤環境の変化及び生態系の機能・構造の変化が生態系の上位性を指標するカンムリワシの生息・繁殖環境に及ぼす影響は極めて小さいものと予測され、環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

イ)セッカ

(ア)飛行場の存在による生息状況の変化

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・法面や滑走路周辺の緑化を行う。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、飛行場が存在することによ